

虐待防止のための指針

特定非営利活動法人鎌ヶ谷たんぽぽクラブ

第1章 総則

(目的)

第1条 特定非営利活動法人鎌ヶ谷たんぽぽクラブ（以下「法人」とする）が運営する施設の虐待防止の基本的指針を示し、かつ、法人が実施する福祉サービスに係る、虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。

(虐待防止に関する基本的な考え方と虐待の種類)

第2条 虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行っていない。

- (1) 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 性的虐待：利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- (3) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による（1）から（3）に掲げる行為と同様の行為の放置など擁護を著しく怠ること。
- (5) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待の通報及び発見)

第3条 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、本指針に基づき対応しなければならない。

- 2 法人職員は、虐待を発見した際は、虐待防止受付担当者に通報しなければならない。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待防止責任者)

第4条 本指針による虐待防止の責任主体を明確にするため、法人に虐待防止責任者を設置する。

2 虐待防止責任者は、理事長とする。

(虐待防止責任者の職務)

第5条 虐待防止責任者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待防止のための当事者等との話し合い
- (3) 第三者委員への虐待防止対応結果の報告
- (4) 虐待原因の改善状況の当事者（保護者も含む）及び第三者委員への報告
- (5) 支給決定市町村への報告

(虐待防止受付担当者)

第6条 利用者等が虐待通報を行いやすくするため、法人に虐待防止受付担当者を設置する。

- 2 虐待防止受付担当者は、各事業所管理者とする。
- 3 法人職員は、虐待防止受付担当者の不在時等に第2条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって通報を受け付けることができる。
- 4 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待防止受付担当者にその内容を連絡しなければならない。

(虐待防止受付担当者の職務)

第7条 虐待防止受付担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの虐待通報受付
- (2) 職員からの虐待通報受付
- (3) 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
- (4) 虐待防止責任者及び第三者委員への虐待内容の報告
- (5) 虐待防止責任者への虐待改善状況の報告

(虐待防止委員会の設置)

第8条 虐待防止責任者は、施設内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない。

- 2 虐待防止委員会は、定期的又は虐待事例発生都度開催しなければならない。
- 3 虐待防止委員会の委員長は、管理者の中から理事長が任命したものとする。その他委員は必要のある員数とし、委員長が任命する。

- 4 必要のある場合は、第三者委員を委員に加えることができる。
- 5 虐待防止委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。
- 6 虐待防止委員は身体拘束適正化委員を兼任し、一体的に運営される。

第3章 虐待発生時の対応

(虐待通報の受付)

第9条 虐待防止受付担当者は、利用者等からの虐待通報の受付に際して、次の事項を記録し、その内容を虐待通報者に確認する。

- (1) 虐待の内容
- (2) 虐待通報者の要望
- (3) 第三者委員への報告の要否
- (4) 虐待通報者と虐待防止責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会いの要否

(虐待の報告・確認)

第10条 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止責任者及び第三者委員に報告する。ただし、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りではない。

- 2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、第三者委員に報告し必要な対応を行う。
- 3 利用者への虐待が認められた場合は、支給決定をした市町村窓口へ通報する。

(虐待解決に向けた協議)

第11条 虐待防止責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

- 2 虐待通報者及び虐待防止責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。
- 3 第三者委員は、話し合いの立ち合いにあたっては、虐待の内容を確認のうえ、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
- 4 虐待防止責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第12条 虐待防止受付担当者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

- 2 虐待防止責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項についての改善結果報告を

虐待通報者及び第三者委員に対して行わなければならない。

- 3 虐待防止責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、市町村の相談窓口及び千葉県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

第4章 その他虐待防止に関する事項

(虐待防止のための職員研修)

第13条 虐待防止責任者は、虐待防止啓発のための定期的な職員研修を行わなければならない。

- 2 虐待防止責任者は虐待防止に関する外部研修会にも職員を積極的に参加させるよう努める。

(権利擁護のための成年後見制度)

第14条 虐待防止責任者は、障がい者の人権等権利擁護のため、成年後見制度の利用を障害者本人及びその保護者等に啓発する。

(虐待防止のための指針の周知)

第15条 虐待防止責任者は、事業所内に掲示するとともに法人ホームページ掲載等により、本指針に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

附 則

この指針は、令和5年3月3日より施行する。

この指針は、令和6年9月11日より施行する。